

中国における一般工業固体廃棄物の 適正管理について

(2024 年 12 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地法律事務所である上海里格（大連）律師事務所にて作成を委託し、2024 年 12 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海里格（大連）律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格（大連）律師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail : SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail : PCD@jetro.go.jp

JETRO

目次

はじめに.....	1
1、一般工業固体廃棄物とは.....	1
(1)固体廃棄物の定義.....	1
(2)工業固体廃棄物の定義	2
(3)一般工業固体廃棄物と危険廃棄物の定義	2
(4)一般工業固体廃棄物の分類	3
2、一般工業固体廃棄物の管理の原則	3
(1)減量化、資源化、無害化の原則	3
(2)汚染責任負担の原則	3
(3)クリーン生産の原則	4
3、一般工業固体廃棄物の管理要求.....	4
(1)環境汚染防止責任制度の確立.....	4
(2)環境影響評価管理.....	5
(3)汚染物排出許可管理	6
(4)台帳管理.....	6
(5)貯蔵管理.....	7
(6)利用、処理管理	8
(7)移転管理.....	9
(8)申告登記管理.....	12
(9)情報公開管理.....	12
4、法的責任	12
(1)よくみられる違法行為	12
(2)法的責任.....	13
(3)行政処罰事例.....	16

中国における一般工業固体廃棄物の適正管理について

はじめに

「固体廃棄物汚染環境防止法」（以下、「固体廃棄物法」という）は、2020 年に改正、同年 9 月 1 日より施行された。工業固体廃棄物という章を設け、工業固体廃棄物環境汚染防止の法律体系を比較的系統的に構築し、一般工業固体廃棄物の管理について台帳管理、汚染物排出許可などの新たな要求を提出した。これに伴い、中国は一般工業固体廃棄物の管理に関する法令、標準などの整備を進め、一般工業固体廃棄物に対する監督管理を強化した。本稿では、これらの法律、法規、標準などに基づき、一般工業固体廃棄物の排出企業（以下、「廃棄物排出事業者」という）は如何に一般工業固体廃棄物を適正管理すべきか、法に違反した場合どのような法的責任を負うかについて解説する。

1、一般工業固体廃棄物とは

(1)固体廃棄物の定義

固体廃棄物とは、生産、生活、その他の活動において発生した元の利用価値を喪失し、または利用価値を喪失していないが廃棄された、もしくは放棄された固体、半固体、容器に入れられた気体の物品、物質および法律、行政法規によって固体廃棄物の管理に組み込まれた物品、物質を指す。無害化加工処理を経て、かつ強制的な国家製品品質基準に符合し、公衆の健康と生態安全を危害しない、または固体廃棄物鑑別標準¹と鑑別手順に基づいて固体廃棄物に属しないと認定されたものを除く（固体廃棄物法第 124 条第 1 項第 1 号）。

固体廃棄物には、工業固体廃棄物、生活ごみ、建築ごみ、農業固体廃棄物、その他の固体廃棄物が含まれる。液体廃棄物（水に排出される排水を除く）についても固体

¹ 現行版は、「固体廃棄物鑑別標準 通則」（GB34330-2017）である。この標準は、現在改正中であり、2024 年 1 月 4 日に「固体廃棄物鑑別標準 通則（意見募集稿）」が公布されている。

廃棄物として管理し、固体廃棄物法が適用されることに留意が必要（固体廃棄物法第 125 条）。

(2)工業固体廃棄物の定義

工業固体廃棄物とは、工業生産活動において発生した固体廃棄物を指す（固体廃棄物法第 124 条第 1 項第 2 号）。工業固体廃棄物には、一般工業固体廃棄物と危険廃棄物が含まれる。

(3)一般工業固体廃棄物と危険廃棄物の定義

一般工業固体廃棄物とは、工業生産過程において発生し、かつ危険廃棄物に属さない工業固体廃棄物を指す（「一般工業固体廃棄物の貯蔵および埋め立ての汚染コントロール標準」（GB18599-2020））。一般工業固体廃棄物には、第Ⅰ類一般工業固体廃棄物と第Ⅱ類一般工業固体廃棄物が含まれる。

第Ⅰ類一般工業固体廃棄物とは、HJ 557²に規定された方法に従って得られた浸出液中の任意の特性汚染物質の濃度が GB 8978³の最大許容排出濃度を超えず（第二類汚染物質の最大許容排出濃度は、ファーストクラスの基準に従って実行する）、かつ、pH 値が 6~9 の範囲内にある一般工業固体廃棄物を指す。第Ⅱ類一般工業固体廃棄物とは、HJ 557 に指定された方法に従って得られた浸出液中の一つまたは一つ以上の特性汚染物質の濃度が GB 8978 の最大許容排出濃度を超過しており（第二類汚染物質の最大許容排出濃度は、ファーストクラスの基準に従って実行する）、または pH 値が 6~9 の範囲外の一般工業固体廃棄物を指す。

危険廃棄物とは、国家危険廃棄物名録⁴に列記されているもの、または国家の規定する危険廃棄物の鑑別標準と鑑別方法に基づき危険の特性を有すると認定された固体廃棄物を指す（固体廃棄物法第 124 条第 1 項第 6 号）。

² 「固体廃棄物 浸出毒性浸出方法 水平振動法」（HJ557-2010）を指す。

³ 「污水総合排出標準」（GB8978-1996）を指す。

⁴ 最新版は、2021 年 1 月 1 日より発効された「国家危険廃棄物名録（2021 年版）」である。

(4)一般工業固体廃棄物の分類

一般工業固体廃棄物の分類については、「一般工業固体廃棄物管理台帳制定ガイドライン（試行）」⁵の「付表 8 一般工業固体廃棄物分類表」および「固体廃棄物分類とコード目録」⁶の「工業固体廃棄物」の部分参照されたい。「固体廃棄物分類とコード目録」第 2 条第 2 項に、危険廃棄物の分類とコードは「国家危険廃棄物名録」に従い実行し、危険廃棄物に属さない固体廃棄物の分類とコードは本目録に従い執行すると定められており、当該目録において工業固体廃棄物は一般工業固体廃棄物を指す。

「固体廃棄物分類とコード目録」は、固体廃棄物の分類とコードについて固体廃棄物の種類、対応する排出業界、コード、固体廃棄物の名称に分けて定めている。廃棄物排出事業者は、工業固体廃棄物管理台帳の制定、工業固体廃棄物排出許可管理、固体廃棄物の省を跨ぐ移転、固体廃棄物情報の公開などのときに、「固体廃棄物分類とコード目録」に従い、分類とコードを記入しなければならない。

2、一般工業固体廃棄物の管理の原則

(1) 減量化、資源化、無害化の原則

固体廃棄物環境汚染防止は、減量化、資源化および無害化の原則を堅持しなければならない。事業主体および個人は、措置を講じて、固体廃棄物の発生量を減らし、固体廃棄物の総合利用を促進し、固体廃棄物の危害性を下げなければならない（固体廃棄物法第 4 条）。

(2) 汚染責任負担の原則

固体廃棄物環境汚染防止は、汚染責任負担の原則を堅持しなければならない。固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者と個人は、措置を講じて固体廃棄物の環境汚染を防止し、または減少させ、もたらした環境汚染に対し法に基づいて責任を負わなければならない（固体廃棄物法第 5 条）。廃棄物排出事業

⁵ 2021 年 12 月 30 日施行

⁶ 2024 年 1 月 19 日施行

者は、一般工業固体廃棄物の全過程において、どの段階で問題が生じても責任を負わなければならない。

廃棄物排出事業者は、終了する場合、終了の前に工業固体廃棄物を貯蔵・処理する施設、場所に対して汚染防止措置を講じ、未処理の工業固体廃棄物に対して適切な処理を行い、環境汚染を防止しなければならない（固体廃棄物法第 41 条）。

(3) クリーン生産の原則

廃棄物排出事業者は、固体廃棄物法、「クリーン生産促進法（2012 年改正）」（2012 年 7 月 1 日施行）などの関連規定に基づいてクリーン生産審査を実施し、原材料、エネルギーおよびその他の資源を合理的に選択・利用し、先進的な生産技術と設備を採用し、工業固体廃棄物の発生量を減少させ、工業固体廃棄物の危険性を低下させなければならない（固体廃棄物法第 38 条）。廃棄物排出事業者が自ら利用施設を建設するなど内部循環利用を展開することを奨励する。

3、一般工業固体廃棄物の管理要求

(1) 環境汚染防止責任制度の確立

廃棄物排出事業者は、一般工業固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理の全過程における環境汚染防止責任制度を確立しなければならない（固体廃棄物法第 36 条）。

- ① 廃棄物排出事業者は、責任部門と責任者が明確で、権利と責任が明確な組織指導体系を形成し、持ち場の職責を着実に実行に移し、安全操作規程を確立する。また、責任者および関係人員は一般工業固体廃棄物管理に関する法律法規、制度、標準、規範の内容を熟知し、一般工業固体廃棄物に関する専門技術知識を把握しなければならない。
- ② 担当者を手配して一般工業固体廃棄物に関する資料のファイル管理を行う。一般工業固体廃棄物に関する資料には、一般工業固体廃棄物管理台帳、第三者との輸

送、利用、処理に関する委託契約、その他の一般工業固体廃棄物汚染防止に関する情報を含む。

- ③ 一般工業固体廃棄物管理人員の研修メカニズムを確立し、定期的に関係者を対象に専門知識の研修を行う。
- ④ 一般工業固体廃棄物の日常現場検査の仕組みを確立し、日常検査の内容、検査時間と頻度、検査結果の応用などを明確にし、発見された問題に対して適時に改善を促す。

(2) 環境影響評価管理

固体廃棄物を発生、貯蔵、利用、処理する建設プロジェクトは、法に基づいて環境影響評価を行わなければならない（固体廃棄物法第 17 条）。

- ① 環境影響報告書、環境影響報告表を作成する建設プロジェクトは、環境影響評価文書において一般工業固体廃棄物の発生段階、種類、名称、物理性状、年間発生量、貯蔵方式、利用方式と行方、利用または処理量、環境管理要求を明確にしなければならない。環境影響登録表を記入する建設プロジェクトは、「講じた環境保護措置および排出の行方」の部分に、一般工業固体廃棄物の種類および最終的な流向（自己利用、委託利用、自己処理、委託処理）を明記しなければならない。
- ② 建設プロジェクトの環境影響評価文書においてセットで建設する必要があると確定された固体廃棄物環境汚染防止施設は、主体工事と同時に設計・施工・運営しなければならない。建設プロジェクトの設計初期には、環境保護設計規範の要求に基づいて、固体廃棄物環境汚染防止の内容を環境影響評価文書に組み入れ、固体廃棄物環境汚染防止措置、生態破壊防止措置および固体廃棄物環境汚染防止施設の投資概算を実行しなければならない（固体廃棄物法第 18 条）。
- ③ 建設プロジェクトの建設を完了した後は、関連する法律法規の規定に基づき、セットで建設された固体廃棄物環境汚染防止施設について検収を行い、検収報告書を作成し、社会に公開しなければならない（固体廃棄物法第 18 条）。

(3) 汚染物排出許可管理

廃棄物排出事業者は、「固定汚染源汚染物排出許可分類管理名録（2019 年版）」（2019 年 12 月 20 日施行）に従い、法に基づき汚染物排出許可証を取得し、または汚染物排出登録をしなければならない（固体廃棄物法第 39 条）。廃棄物排出事業者は、汚染物排出許可管理要求を厳格に実行し、定期的に実行報告書を提出しなければならない。

- ① 2022 年 1 月 1 日以降に初めて汚染物排出許可証を申請する廃棄物排出事業者は、「汚染物排出許可証の申請と発行に関する技術規範 工業固体廃棄物（試行）」（HJ1200-2021）（以下「固体廃棄物技術規範」という）および関連業界の汚染物排出許可証の申請と発行に関する技術規範に従って汚染物排出許可証を申請し、取得しなければならない。汚染物排出許可証には一般工業固体廃棄物の環境管理要求を記載しなければならない。
- ② 2022 年 1 月 1 日以前にすでに汚染物排出許可証を取得した廃棄物排出事業者は、汚染物排出許可証の有効期間内に汚染物排出許可証の変更または再申請をする必要はなく、汚染物排出許可証の有効期間が満了し、またはその他の原因で再申請、変更の必要が生じた場合、固体廃棄物技術規範と関連業界の汚染物排出許可証の申請と発行に関する技術規範に従い、汚染物排出許可証に一般工業固体廃棄物の環境管理要求を追加しなければならない。
- ③ 廃棄物排出事業者は、汚染物排出許可証に規定された内容、頻度と時間の要求に従って実行報告書を提出しなければならない。実行報告書は、固体廃棄物技術規範の要求に基づいて作成し、一般工業固体廃棄物の発生、貯蔵、利用、処理などの情報を説明しなければならない。

(4) 台帳管理

廃棄物排出事業者は、「一般工業固体廃棄物管理台帳制定ガイドライン（試行）」の要求に基づき、管理台帳を設置し、一般工業固体廃棄物の種類、数量、行方、貯蔵、利用、処理などの情報を全面的にかつ正確に記録し、一般工業固体

廃棄物の追跡・照会を可能としておかなければならない（固体廃棄物法第 36 条）。

- ① 管理台帳には、「一般工業固体廃棄物発生リスト」、「一般工業固体廃棄物流向まとめ表」、「一般工業固体廃棄物出荷段階記録表」などが含まれる。そのうち、「一般工業固体廃棄物発生リスト」は、年度ごとに記入し、環境影響評価、汚染物排出許可などの資料と結び付け、実際の生産運営状況に基づき、一般工業固体廃棄物の発生情報を記録しなければならない。生産工程に重大な変動などがあり、発生する一般工業固体廃棄物の種類などに変化が生じた場合には、適時変更しなければならない。「一般工業固体廃棄物流向まとめ表」は、月ごとに記入し、一般工業固体廃棄物の発生、貯蔵、利用、処理の数量と利用、処理方法などの情報を記録しなければならない。「一般工業固体廃棄物出荷段階記録表」は、ロットによって記入し、ロットごとの一般工業固体廃棄物の出荷、移転情報を如実に記録しなければならない。
- ② 廃棄物排出事業者は、専門人員を設けて台帳の管理とファイリングを担当させなければならない。一般工業固体廃棄物管理台帳は、少なくとも 5 年間保存しなければならない。

(5) 貯蔵管理

廃棄物排出事業者は、経済的、技術的条件に基づいて一般工業固体廃棄物を利用しなければならない。一時的に移転・利用しない、または一時的に利用・処理できない一般工業固体廃棄物について、廃棄物排出事業者は、「一般工業固体廃棄物の貯蔵および埋め立ての汚染コントロール標準」（GB18599-2020）などの関連標準の要求に従い、一般工業固体廃棄物の貯蔵施設を建設しなければならない（固体廃棄物法第 40 条）。

倉庫、包装工具（缶、桶、包装袋など）を用いて一般工業固体廃棄物を貯蔵する場合、その貯蔵過程は一般工業固体廃棄物貯蔵倉庫を設置しなければならない。貯蔵倉庫には雨棚、囲いまたは塀を設置し、倉庫内部の地面は清潔で平らで損傷がなく、地面は硬化またはその他の浸透防止措置を施さなければならず、揚散防止、流

失防止、浸透防止、雨濡れ防止などの環境保護の要求を満たし、一般工業固体廃棄物を露天に堆積してはならない。

一般工業固体廃棄物は、分類して区域を分けて貯蔵しなければならない。一般工業固体廃棄物を生活ごみ収集施設に投入してはならず、免除条件に合致しない危険廃棄物などを一般工業固体廃棄物の貯蔵施設に混入させてはならない。貯蔵場所の出入口、台秤の位置などの重要な場所には、監視カメラを設置し、知能秤量設備を装備することを奨励する。

貯蔵場所には、顕著な位置に「環境保護図形標識-固体廃棄物貯蔵（処理）場」（GB 15562.2-1995）に要求される環境保護図形標識を貼り付け、かつ相応の固体廃棄物の種類を明記しなければならない。

(6) 利用、処理管理

廃棄物排出事業者は、「利用に適するものは利用し、全過程を管理・コントロールする」という原則の下、経済、技術条件に基づき一般工業固体廃棄物について優先的に総合利用しなければならない。廃棄物排出事業者は総合利用の過程において、生態環境法令を遵守し、固体廃棄物環境汚染防止の技術標準に適合しなければならない。固体廃棄物総合利用製品の使用は、国の規定する用途、標準に合致しなければならない。

利用できない一般工業固体廃棄物については、無害化処理をしなければならない。原則上、焼却して減量可能な一般工業固体廃棄物は生活ごみ焼却炉、セメント窯などの工業窯施設に入れて一体的な焼却処分を行い、焼却減量に適さない一般工業固体廃棄物は一般工業固体廃棄埋立場に入れて埋立処分を行うべきである。無害化処理は、「一般工業固体廃棄物の貯蔵および埋め立ての汚染コントロール標準」（GB18599-2020）、「生活ゴミ焼却汚染コントロール標準」（GB18485-2014）、「セメント窯協同処理固体廃棄物汚染コントロール標準」（GB30485-2013）などの関連標準の要求に適合しなければならない。

廃棄物排出事業者が一般工業固体廃棄物を自ら利用・処理する場合、その利用・処理施設の環境管理と関連施設の運営・維持は、プロジェクト環境影響評価および承認文書の要求に符合し、汚染物排出許可証の関連規定を実行し、関連法律法規および標準などの要求を満たさなければならない。利用、処理施設に監視カメラを設置し、利用、処理の全過程について監督管理を行うことを奨励する。

廃棄物排出事業者が一般工業固体廃棄物を他人に委託して輸送、利用、処理する場合の管理要求については、下記「(7). 移転管理」において解説する。

(7)移転管理

- ① 一般工業固体廃棄物の輸送、利用、処理を他人に委託する場合、受託者の主体資格および技術能力を確認しなければならない。廃棄物排出事業者は、一般工業固体廃棄物の輸送、利用、処理を他人に委託する場合、受託者の主体資格および技術能力を確認しなければならない（固体廃棄物法第 37 条）。廃棄物排出事業者は、資料確認、現場調査などの多種の方式を通じて、受託者の主体資格、技術能力、工程施設、環境管理レベルなどに対し総合的に評価することができる。

- 営業許可証
- 環境影響評価文書および承認文書

「建設プロジェクト環境影響評価分類管理名録（2021 年版）」によれば、埋め立て、焼却（セメント窯協同処理の改造プロジェクトを除く）の方法を取る一般工業固体廃棄物（下水処理汚泥を含む）の利用・処理プロジェクトは、環境影響報告書を作成し、生体環境主管部門の審査認可を得なければならない、その他の方法を取る一般工業固体廃棄物（下水処理汚泥を含む）の利用・処理プロジェクトは、環境影響報告表を作成し、生体環境主管部門の審査認可を得なければならない。

- 汚染物排出許可証

受託者の環境影響評価文書、汚染物排出許可証などの内容をチェックし、委託予定の一般工業固体廃棄物の種類、数量が受託者の利用・処理能力範囲内にあるかを確認しなければならない。

- 受託者の固体廃棄物管理制度および管理台帳
- 受託者の利用、処理に相応する一般工業固体廃棄物関連施設のプロセス、技術レベルと実際の運営状況
- 受託者の利用、処理レベルを証明できるその他の資料（例えば、近年の関連業績、固体廃棄物の総合利用に関する特許または国家総合利用関連技術名録に選ばれた証明書類など）

② 受託者が相応の主体資格と技術能力を具備していると判断した場合、受託者と書面の委託契約を締結し、汚染防止要求を約定しなければならない。廃棄物排出事業者は、一般工業固体廃棄物の輸送、利用、処理を他人に委託する場合は、受託者と法に基づき書面の契約を締結し、契約において汚染防止要求を約定しなければならない（固体廃棄物法第 37 条）。委託契約書には、次の事項を記載し、受託者の主体資格に関する資料を付属書類として添付することを勧める。

- 利用、処理を委託する一般工業固体廃棄物の種類および数量
- 委託契約の有効期間
- 支払料金
- 一般工業固体廃棄物の特性に関する情報：発生段階、物理性状、主要成分、特徴汚染物などを含む。
- 受託者は、利用または処理の活動終了後、迅速に委託者に報告すること。
- 受託者が一般工業固体廃棄物を利用・処理する場所、利用・処理する技術方法、施設の利用、処理能力。
- 受託者が一般工業固体廃棄物を輸送、利用、処理する際に実行する汚染コントロール標準。かかる汚染コントロール標準がない場合には、双方は実際の状況に基づき汚染防止の要求を定める。例えば、一般工業固体廃棄物を輸送する車両は、揚散防止、流失防止、漏れ防止などの汚染防止措置を取ること、輸送車両にリアルタイムの監視装置を設置し、輸送過程についてリアルタイムの監視を実施することなど。
- 受託者の利用・処理の技術能力が不足し、再委託を必要とする場合には、契約書に再委託の具体的要求を明確に定める必要がある。受託者が第三者の利

用・処理業者を見つけた後、委託者（廃棄物排出事業者）は第三者の主体資格および技術能力を確認する必要があり、第三者の利用・処理活動が完了した後、受託者は委託者に第三者の利用・処理状況を報告すること。

- ③ 委託者は最終処分が適正に完了するまでのことを確認しなければならない。

受託者の責に帰すべき事由により環境の汚染または生態の破壊が生じた場合でも、廃棄物排出事業者は受託者と連帯して責任を負わなければならない（固体廃棄物法第 37 条第 3 項）。従って、廃棄物排出事業者の処理責任は、委託して終わりではなく、受託者の実際の輸送・利用・処理状況に対して適時に追跡を行い、一般工業固体廃棄物の最終処分が適正に完了するまでのことを確認する必要がある。

- ④ 他省を越境して、一般工業固体廃棄物を貯蔵・処理・利用する場合は、上述のものを遵守する以外に、次の手続きも行わなければならない。

- 他省を越境して、一般工業固体廃棄物を移転して貯蔵・処理する場合には、移転の前に、移出地の省クラス生態環境主管部門に申請を提出し、審査認可を得なければならない。審査認可を得ずに、他省を越境して一般工業固体廃棄物を移出してはならない（固体廃棄物法第 22 条第 1 項）。
- 他省を越境して、一般工業固体廃棄物を移転して利用する場合には、移転の前に、移転する一般工業固体廃棄物の種類、数量、利用契約、利用業者の営業許可証などの情報を移出地の省クラス生態環境主管部門に届け出をしなければならない。また、届け出の情報に変化が生じた場合には、移転の前に元の届け出情報を取り消し、改めて届け出をしなければならない（固体廃棄物法第 22 条第 2 項）。

遼寧省の場合には、「遼寧省固体廃棄物知能監督管理情報プラットフォーム」に固体廃棄物の他省を越境する移転利用届け出表および関連資料を提出し、届け出を行う。届け出が通過後、はじめて他省を越境して移転し利用することができる。

(8)申告登記管理

廃棄物排出事業者は、工業固体廃棄物管理情報システムを通じて、工業固体廃棄物の発生・貯蔵・輸送・利用・処理などの状況を如実に記入しなければならない。

遼寧省の場合、一般工業固体廃棄物の年間発生量が 1 トン以上の廃棄物排出事業者は、毎年 3 月末までに「遼寧省固体廃棄物知能監督管理情報プラットフォーム」で年度申告登記を完了しなければならない。一般工業固体廃棄物の年間発生量が 10 万トン以上の廃棄物排出事業者は、同時に四半期ごとに申告登記を行い、四半期の初月の 10 日以内に前四半期の申告登記を完了しなければならない。廃棄物排出事業者は、データの真実性と正確性を確保しなければならず、管理台帳における種類、数量、移転状況などとも一致しなければならない。

(9)情報公開管理

固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理を行う者は、法に基づき、固体廃棄物環境汚染防止情報を適時公開し、自主的に社会の監督管理を受けなければならない。固体廃棄物の利用、処理業者は、法に基づき、公衆に向けて施設、場所を開放しなければならない。（固体廃棄物法第 29 条）。

廃棄物排出事業者は、企業のウェブサイト、掲示板などのルートを通じて、「企業環境情報の法に基づく開示管理弁法」（2022 年 2 月 8 日施行）、「企業環境情報の法に基づく開示フォーマット準則」（2022 年 2 月 8 日施行）などの規定に基づき、一般工業固体廃棄物の発生、貯蔵、行方および利用、処理などの情報を適時に公開しなければならない。

4、法的責任

(1) よくみられる違法行為

実務において、一般工業固体廃棄物の管理に関してよく見られる違法行為には、次のものがある。

- ✓ 一般工業固体廃棄物を露天に堆積する。
- ✓ 法規定に基づき、一般工業固体廃棄物を貯蔵していない。
- ✓ 一般工業固体廃棄物を委託処理する際に、受託者の主体資格と技術能力を確認していない。
- ✓ 一般工業固体廃棄物を委託処理する際に書面の契約を締結していない、または有効期間を過ぎている。
- ✓ 固体廃棄物環境汚染防止に関する情報を適時公開していない。
- ✓ 台帳を設置していない、または正確に記録していない。
- ✓ 紙くず、木くず、包装廃棄物などを一般工業固体廃棄物の管理に入れていない。

(2)法的責任

① 是正命令、過料、違法所得の没収など

固体廃棄物法に違反し、下記に掲げる行為の一つに該当する場合、生態環境主管部門は、是正を命じて過料を科し（違法行為に相応する過料の額は、下記表参照）、違法所得を没収することができる。情状が重大な場合には、承認権のある人民政府の承認を得て、操業停止または閉鎖を命じることができる（固体廃棄物法第 102 条）。

条文番号	違法行為	過料
第 102 条 1 項 1 号、2 号	固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処理する事業者が法に基づき固体廃棄物環境汚染防止情報を適時公開していない。	5 万元以上 20 万元以下の過料。
第 102 条 1 項 8 号、2 号	廃棄物排出事業者が固体廃棄物管理台帳を設置せず、かつ正確に記録していない。	5 万元以上 20 万元以下の過料。
第 102 条 1 項 5 号、2 号	省をまたがって固体廃棄物を移転して貯蔵・処理する際に認可を得ていない。	10 万元以上 100 万元以下の過料。

第 102 条 1 項 6 号、2 号	省をまたがって固体廃棄物を移転して利用する際に届け出をしていない。	10 万元以上 100 万元以下の過料。
第 102 条 1 項 9 号、2 号	廃棄物排出事業者が固体廃棄物法の規定に違反して工業固体廃棄物の輸送・利用・処理を他人に委託した。	10 万元以上 100 万元以下の過料
第 102 条 1 項 10 号、2 号	工業固体廃棄物を貯蔵するとき、国の環境保護標準に符合する防護措置を取っていない。	10 万元以上 100 万元以下の過料。
第 102 条 1 項 7 号、2 号	勝手に工業固体廃棄物を投棄、堆積、廃棄、落下し、または相応の防止措置を取らず、工業固体廃棄物の揚散、流失、漏れまたはその他の環境汚染をもたらした。	処理に必要な費用の 1 倍以上 3 倍以下の過料。処理に必要な費用が 10 万元未満の場合は、10 万元の過料。
第 102 条 1 項 11 号、2 号	固体廃棄物管理に関するその他の要求に違反し、環境を汚染して生態を破壊した。	10 万元以上 100 万元以下の過料。 ただし、他の法律、行政法規に別段の規定がある場合には、当該規定を適用。

② 生産制限、操業停止・整頓など

法に基づいて汚染物排出許可証を取得せずに工業固体廃棄物を発生させた場合、生態環境主管部門は改正または生産制限、操業停止・整頓を命じ、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大な場合、承認権のある人民政府の承認を得て、操業停止または閉鎖を命じる（固体廃棄物法第 104 条）。

③ 二重処罰

固体廃棄物法に違反する一部の違法行為については、その情状が重大な場合、会社に処罰を与えるほか、法定代表者、主要責任者などについても処罰を与える。

- 法執行人員を延滞、包囲、滞留するなどの方式で監督検査を拒否、妨害し、または監督検査を受けるときに虚偽を仕立て上げた場合、生態環境主管部門

またはその他の固体廃棄物汚染環境防止監督管理の職責を負う部門は、是正を命じ、5 万元以上 20 万元以下の過料を科す。直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対しては、2 万元以上 10 万元以下の過料を科す（固体廃棄物法第 103 条）。

- 固体廃棄物汚染環境事故を引き起こした場合、法に基づいて賠償責任を負うほか、生態環境主管部門は以下の規定に基づいて過料を科し、期限を決めて防止措置を取るよう命じる。重大または特大の固体廃棄物汚染環境事故を引き起こした場合には、承認権のある人民政府の承認を得て、閉鎖を命じることもできる。

一般的または比較的大きな固体廃棄物汚染環境事故を引き起こした場合には、事故による直接経済損失の 1 倍以上 3 倍以下で過料を計算する。重大または特大の固体廃棄物汚染環境事故を引き起こした場合には、事故による直接経済損失の 3 倍以上 5 倍以下で過料を計算し、法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管者、その他の責任者に対し前年度に所属会社から取得した収入の 50%以下の過料を科す。（固体廃棄物法第 118 条）

- 勝手に一般工業固体廃棄物を投棄、堆積、廃棄、落下して、嚴重な結果をもたらしたが、犯罪にまでは至らない場合、公安機関は、法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管者およびその他の責任者について 10 日以上 15 日以下の拘留に処し、情状が軽い場合には、5 日以上 10 日以下の拘留に処する（固体廃棄物法第 120 条第 1 項第 1 号）。

④ 日割連続処罰

固体廃棄物法に違反して固体廃棄物を排出し、過料の処罰を受け、改正を命じられた事業者に対し、処罰決定を行った行政機関は再検査を行う。再検査で事業者が継続して当該違法行為を実施していることを発見した場合には、「環境保護法」の規定に従い日割連続処罰を行う（固体廃棄物法第 119 条）。

⑤ 治安管理处罰、刑事責任、民事責任

固体廃棄物法の違反行為が治安管理工作違反を構成する場合には、公安機関が法に基づき治安管理处罰を下し、犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任

を追及し、人身、財産の損害をもたらした場合には、法に基づき民事責任を負う（固体廃棄物法第 123 条）。

(3)行政処罰事例

以下に、よく見られる一般工業固体廃棄物の管理に関する違法行為について、遼寧省の各地の生態環境部門が行った一部の行政処罰事例を以下に紹介する。

➤ 一般工業固体廃棄物を他の省に移転したが届け出をしていない事例

処罰決定書番号：撫環罰決字〔2022〕023 号

撫順某鉄鋼有限公司は、廃耐火材、鉍さいなどの一般工業固体廃棄物を他の省に移転したが、環境保護部門に届出をしていない。

撫順市生態環境局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 6 号および第 2 項の規定に基づき、撫順某鉄鋼有限公司に対し、届け出の前に他の省に廃耐火材、鉍さいを移転することを禁止すると命じ、47 万元の過料を科した。

➤ 勝手に一般工業固体廃棄物を投棄し、埋め立てた事例

処罰決定書番号：大環罰決字〔2021〕240027 号

大連某機械有限公司は、発生した一般工業固体廃棄物（鑄造廃棄物）を法規定に従い貯蔵、利用、処理せず、環境汚染防止の措置を取らずに、勝手に鑄造廃棄物を某村民に提供して溝を埋めてさくらんぼを栽培し、環境汚染をもたらした。溝に埋めた鑄造廃棄物を計 2,017.66 トン整理・処理し、処理費用は計 12 万 1,059.6 元かかった。

大連市生態環境局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 7 号および第 2 項の規定に基づき、大連某機械有限公司に対し 24 万 2,119.2 元（処理費用の 2 倍）の過料を科した。

➤ 勝手に一般工業固体廃棄物を投棄し、堆積した事例

処罰決定書番号：丹環寬甸罰字〔2024〕2 号

寬甸某鉍業有限公司は、尾鉍庫を建設し、30 万トンの選鉍くずを貯蔵することができる。しかし、同社は尾鉍庫を使用せず、生産過程で発生した選鉍くずを鴨緑江の水没地に排出した。周辺は碎石を用いて積み上げられ、すでに選鉍くずの置き場が形成され、総面積は約 5,000 平方メートルで、約 15 万トンを堆積した。処罰の時点で 6 万トンが除去され、9 万トンが残っている。

丹東市生態環境局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 7 号および第 2 項の規定に基づき、寛甸某鋁業有限公司に対し 10 万元の過料を科した。

- 一般工業固体廃棄物管理台帳を設けて正確に記録していない事例

処罰決定書番号：営環罰字〔2022〕第 2008 号

営口市生態環境局は、上海某環境保護工程技術有限公司が固体廃棄物管理台帳を設けて、正確に記録しておらず、監督検査を受けるとき虚偽を仕立て上げたとして、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 8 号および第 2 項、第 103 条の規定に基づき、20 万元の過料を科した。

- 一般工業固体廃棄物管理台帳を設けていない事例

処罰決定書番号：瀋環不決〔2022〕252 号

瀋陽某鑄造機械有限公司は、法に基づき、一般工業固体廃棄物管理台帳を設けていない。

瀋陽市法庫生態環境支局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 8 号および第 2 項の規定に基づき、5 万元の過料を科すべきだが、違法行為の情状が軽微で、台帳を設けていない一般工業固体廃棄物は 5 トンで、数量が少なく、初めての違法行為であり、また、積極的に改善し、一般工業固体廃棄物管理台帳を適時補充設置したとして、関連法に基づき行政処罰に処しなかった。

- 受託者の主体資格と技術能力を確認せずに、他人に輸送、利用、処理を委託した事例

処罰決定書番号：大環罰決字〔2021〕240017 号

大連某自動車部品有限公司は、主に自動車部品の製造に従事し、生産技術は鑄造技術で、工業廃棄物は鑄物砂を排出する。同社は劉某に鑄物砂の運輸、処理を委託し、書面契約を締結したが、受託者の主体資格と技術能力を確認していない。劉某は鑄物砂を某村の廃棄ナマコ場に輸送して堆積し、重大な環境汚染をもたらした。

大連市生態環境局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 9 号および第 2 項の規定に基づき、大連某自動車部品有限公司に対し 95 万元の過料を科した。

- 他人に一般工業固体廃棄物の処理を委託する際、委託契約書に汚染防止要求を約定していなかった事例

処罰決定書番号：鞍環（鞍鋼）罰決〔2023〕第 0002 号

鞍山市生態環境局は、鞍山某建築会社の水污染防治管理制度違反案件（別件で処理）を調査する中で、鞍山某乳業有限公司と鞍山某水处理有限公司が締結した「委託サービス契約」に一般工業固体廃棄物汚泥の污染防治要求を約定していないことを発見した。

鞍山市生態環境局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 9 号および第 2 項の規定に基づき、鞍山某乳業有限公司に対し 20 万元の過料を科した。

- 環境保護標準に符合する防護措置を取らずに、一般工業固体廃棄物を貯蔵した事例

処罰決定書番号：撫環罰決字〔2022〕019 号

撫順市生態環境局は、撫順某冶金鉍山工貿有限公司の貯蔵場所を検査するとき、敷地内に約 4 万 3,000 トンの鉄鋼スラグが貯蔵されているが、漏れ防止施設、排出ガイドシステム、雨汚染分流システム、防塵措置を建設していないことを発見した。

撫順市生態環境局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 10 号および第 2 項の規定に基づき、撫順某冶金鉍山工貿有限公司に対し、15 日以内に違法行為を是正するよう命じ、72 万元の過料を科した。

- 環境保護標準に符合する防護措置を取らずに、一般工業固体廃棄物を貯蔵した事例

処罰決定書番号：瀋環罰決 2021〔177〕号

瀋陽某陶磁有限公司は、敷地内にセラミックス廃棄物などの一般工業固体廃棄物を露天に堆積し、堆積量は約 900 トン余りで、環境に影響を与えた。瀋陽某陶磁有限公司の一般工業固体廃棄物を貯蔵する場所は国家環境保護基準に合致する防護措置を取っておらず、規定に従って一般工業固体廃棄物を貯蔵する施設を建設していない。

瀋陽市法庫生態環境分局は、固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 10 号および第 2 項の規定に基づき、瀋陽某陶磁有限公司に対し 12 万元の過料を科した。

- 環境保護施設の検収規定違反、汚染物排出許可管理違反、委託処理規定違反の事例

処罰決定書番号：遼市環罰決字〔2023〕10004 号

遼寧某熱電有限公司は、以下の違反行為をした。

- ・違法行為 1：セットで建設した環境保護施設について検収を行わずに建設プロジェクトを使用に投入した。

- ・ 違法行為 2：二つの除塵器排出口が汚染物排出許可証に登録されていない。汚水排出口の数量が汚染物排出許可証の規定に合致しない。

- ・ 違法行為 3：受託者の主体資格と技術能力を確認せずに、某会社と「微粉炭灰综合利用契約書」を締結して、178 万 228.72 トンを埋立てた。

遼陽市生態環境局は、違法行為 1 については「建設プロジェクト環境保護管理条例」第 23 条に基づき 20 万元の過料を、違法行為 2 については「汚染物排出許可管理条例」第 36 条などに基づき 10 万元の過料を、違法行為 3 については固体廃棄物法第 102 条第 1 項第 9 号および第 2 項に基づき 100 万元の過料を科すことで、遼寧某熱電有限公司に対し計 130 元の過料を科した。